

～やちよオアシス（クーリングシェルター）に関するQ&A～

・従来の「やちよオアシス」の法的な根拠は？

「従来のやちよオアシス」は法定施設ではなく、暑い時期のクールシェアや休憩を目的に一般に開放している施設です。令和7年度からは市と協定を締結した事業所様におかれましては気候変動適応法第21条によるクーリングシェルターの機能も備えたかたちでの運用を図っています。

・クーリングシェルター設置の法的根拠は？

気候変動適応法第21条になります。危険な暑さから避難できる場所として市町村が指定した施設であり、熱中症**特別**警戒アラートの発表期間中、一般に開放されるものです。

・クーリングシェルターの設置期間は？

熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じになっています。

令和8年の運用期間は4月22日(水)～10月21日(水)になっています。

・熱中症警戒アラートとは？

令和3年度より運用の始まった制度で、国民へ熱中症予防行動の呼びかけとして、都道府県内において一カ所以上の暑さ指数情報提供地点(千葉県は14地点)における、翌日または当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達すると予想される場合に発表されます。

・熱中症**特別**警戒アラートとは？

気温が著しく高くなることで熱中症による人の健康に係る被害が生じる恐れがある場合として、環境大臣が発表するものです。

具体的には、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点(千葉県は14地点)における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達すると予想される場合に発表されます。

・熱中症警戒アラートは令和7年度に何回発表されたか？

令和7年度の千葉県での発表回数は37日(回)でした。

・これまで、特別警戒アラートは何回発表されたか？

改正気候変動適応法に基づき、熱中症警戒アラートより一段上の「熱中症特別警戒アラート」の運用として令和6年度から新たに開始された制度で、これまでの発表実績はありません。

・クーリングシェルターとして運用する際には、共有スペースではなく個別の部屋として開放しなければならないのか？

あくまでも、暑熱施設なので冷房設備があり、熱中症特別警戒アラート発表時に市民等に開放可能なスペースであれば、必ずしも個別の部屋を用意する必要はありません。

・共有スペースに冷房設備が無い施設はどうすればよいか？

施設の運用上、気候変動適応法第21条第1項にクーリングシェルターとしての基準が設けられており、その中で「冷房設備を有すること」とあるため、冷房設備のある部屋や共有スペースをクーリングシェルターとして開放することが難しい場合、クーリングシェルターとしてご協力いただくことは困難なものと考えています。

・特別警戒アラートが発表された場合、休業日でもクーリングシェルターを開設しなければならないのか？また、営業日でも営業時間を超えて特別警戒アラートが解除されるまで避難所として対応しなければならないのか？

事前に開放可能日等を決めていただいたうえ(一般的には営業日・営業時間帯)でクーリングシェルターとしての指定をおこないます。このため、クーリングシェルターとしての受入れは営業日・営業時間に限定することになります。

・回答用紙に「受け入れ可能人数」とあるが、施設(店舗)の面積等が算定根拠となるのか？また、算定根拠が無い場合は、何を基準として受け入れ可能人数を算出すればよいのか？

クーリングシェルターの受け入れ人数の算定方法について、気候変動適応法の中で算定根拠が示されておられません。このため、受け入れ可能人数については、各施設の日常業務に支障の無い範囲での受入れのご協力をお願いしたいと思います。

- ・クーリングシェルターとして開放した後に、シェルターの開所時間を超えて避難者が残っている場合はどうすればよいか？

体調のすぐれない避難者については、救急車を要請してください。それ以外の避難者については、開所時間を超えている旨説明し、帰宅してもらってください。

- ・気候変動適応法第21条第3項第4号にて、クーリングシェルターの受入れ可能人数を公表することになっているが、受入れ可能人数以上の避難者が来た場合どうすればよいのか？

受入れ可能人数以上の避難者が来た場合、近くの避難所を案内するようにしてください。

- ・ウォーターサーバー等の設備を導入している自治体もあるが、八千代市ではウォーターサーバー等の導入は考えているのか？

現状では、ウォーターサーバー等による水分補給手段の設置は考えていません。もし、水分補給をしたい旨の申し出があった場合は、自費での飲料水等の購入・摂取の案内をお願いしたいと思います。

- ・やちよオアシスを従前の休憩所として設置し、クーリングシェルターとは別の運用にできないのか？

クーリングシェルターとしての受入れが困難な場合でも、従前の「やちよオアシス(涼み処)」としての受入れが可能であれば、従前の「やちよオアシス(涼み処)」としてご協力をお願いします。

- ・クーリングシェルターを設置した場合でも、平時は涼み処としてのやちよオアシスとして運用し、熱中症特別警戒アラート発表時にはクーリングシェルターとして運用してほしいとの考えで良いのか？

お見込みのとおりです。お手数掛けますが、ご理解のほどお願いします。

- クーリングシェルターを開放する場合、受け入れ体制の問題もあると思うが、熱中症特別警戒アラートは突然発表されるものなのか？

いいえ、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点(千葉県は14地点)における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達すると予想される場合に発表されます。

具体的な発表時刻については、環境省大臣官房環境保健部の「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(令和6年2月27日)」によると、熱中症特別警戒アラートが発表される具体的な時間は、前日の14時頃です。

- 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、市役所から何らかのかたちで連絡を入れてもらえるのか？

基本的には、前日の14時に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、該当日当日の10時に防災行政無線でのアナウンスをおこないます。

但し、無線だけでは不十分なため、協定を締結しクーリングシェルターとして運用している事業所様には、平日(該当日前日)は電話にて熱中症特別警戒アラートが発表となった旨の連絡を考えています。